

## 神奈川県独自の炭素税等の案（たたき台）

区分	案の1			案の2																										
名称	かながわ地球環境税（仮称）																													
概要	化石燃料からのCO <sub>2</sub> 排出に対して、排出量に応じて網羅的に新税を課税			化石燃料からのCO <sub>2</sub> 排出に対して、排出量に応じて網羅的に新税を課税（既存税において税負担が大きいもの＜自動車燃料及びジェット燃料＞を除く。）																										
課税客体 課税方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課税客体</th> <th>課税方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ガソリン、軽油 (自動車燃料用に限る) LPGガス 灯油</td> <td>県内における購入等</td> <td>販売業者による特別徴収等</td> </tr> <tr> <td>2 電気、都市ガス</td> <td>県内における使用</td> <td>電気・ガス事業者による特別徴収</td> </tr> <tr> <td>3 重油、 石炭、 天然ガス ジェット燃料 ガソリン、軽油 (自動車燃料用を除く)</td> <td>県内における使用等（2の特別徴収義務者が発電・都市ガス製造に使用等した場合は除く）</td> <td>一定規模以上の使用等をする事業者による申告納付</td> </tr> </tbody> </table>			区分	課税客体	課税方法	1 ガソリン、軽油 (自動車燃料用に限る) LPGガス 灯油	県内における購入等	販売業者による特別徴収等	2 電気、都市ガス	県内における使用	電気・ガス事業者による特別徴収	3 重油、 石炭、 天然ガス ジェット燃料 ガソリン、軽油 (自動車燃料用を除く)	県内における使用等（2の特別徴収義務者が発電・都市ガス製造に使用等した場合は除く）	一定規模以上の使用等をする事業者による申告納付	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課税客体</th> <th>課税方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 LPGガス（自動車燃料用を除く） 灯油</td> <td>県内における購入等</td> <td>販売業者による特別徴収等</td> </tr> <tr> <td>2 電気、都市ガス</td> <td>県内における使用</td> <td>電気・ガス事業者による特別徴収</td> </tr> <tr> <td>3 重油、 石炭、 天然ガス ガソリン、軽油 (自動車燃料用を除く)</td> <td>県内における使用等（2の特別徴収義務者が発電・都市ガス製造に使用等した場合は除く）</td> <td>一定規模以上の使用等をする事業者による申告納付</td> </tr> </tbody> </table>			区分	課税客体	課税方法	1 LPGガス（自動車燃料用を除く） 灯油	県内における購入等	販売業者による特別徴収等	2 電気、都市ガス	県内における使用	電気・ガス事業者による特別徴収	3 重油、 石炭、 天然ガス ガソリン、軽油 (自動車燃料用を除く)	県内における使用等（2の特別徴収義務者が発電・都市ガス製造に使用等した場合は除く）	一定規模以上の使用等をする事業者による申告納付
区分	課税客体	課税方法																												
1 ガソリン、軽油 (自動車燃料用に限る) LPGガス 灯油	県内における購入等	販売業者による特別徴収等																												
2 電気、都市ガス	県内における使用	電気・ガス事業者による特別徴収																												
3 重油、 石炭、 天然ガス ジェット燃料 ガソリン、軽油 (自動車燃料用を除く)	県内における使用等（2の特別徴収義務者が発電・都市ガス製造に使用等した場合は除く）	一定規模以上の使用等をする事業者による申告納付																												
区分	課税客体	課税方法																												
1 LPGガス（自動車燃料用を除く） 灯油	県内における購入等	販売業者による特別徴収等																												
2 電気、都市ガス	県内における使用	電気・ガス事業者による特別徴収																												
3 重油、 石炭、 天然ガス ガソリン、軽油 (自動車燃料用を除く)	県内における使用等（2の特別徴収義務者が発電・都市ガス製造に使用等した場合は除く）	一定規模以上の使用等をする事業者による申告納付																												
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね1,600円～2,400円／炭素トン</li> <li>1の灯油については税率を2分の1とする</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね1,600円～2,400円／炭素トン</li> <li>1の灯油については税率を2分の1とする</li> </ul>																										
非課税、 免税点等 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気、都市ガス、LPGガス（自動車燃料以外）については免税点又は基礎控除制度を設ける。</li> <li>3のうち鉄鋼の還元用石炭は非課税とする。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>電気、都市ガス、LPGガス（自動車燃料以外）については免税点又は基礎控除制度を設ける。</li> <li>3のうち鉄鋼の還元用石炭は非課税とする。</li> </ul>																										

## 地球温暖化対策を組み込んだ法人事業税の見直し案（たたき台）

区分	内 容
法人事業税の性格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人事業税は、法人が行政サービスから受ける受益に対して、事業活動の規模に応じて税負担するという性格を持っている。</li> <li>○ 都道府県が提供する行政サービスは様々であり、また、法人事業税は用途を特定しない普通税として位置付けられていることから、特定の行政サービスに対する負担という意味合いはない。しかし、超過課税を行う場合は、超過課税により得た税収を特定の行政サービスの費用に活用している。</li> </ul>
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人は、事業活動を行うことに伴い、程度の差はある、化石燃料を起源とする二酸化炭素を排出しており、また、県が講ずる地球温暖化対策などの行政サービスを受けていることから、事業活動に対して負担を求める事業税（特に、事業活動の規模をより的確に示す外形標準課税部分）について、二酸化炭素の排出量や環境への取組みに着目した仕組みを講ずる。</li> </ul>
基本的な仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての法人（※1）について、超過課税を行ったうえで、二酸化炭素の排出量が一定未満の法人（※2）で、かつ、一定の二酸化炭素排出の削減努力をしていることが客観的に明らかな法人（※3）は、不均一課税により軽減税率（※4）を適用する。           <p style="margin-top: 1em;">※1 外形標準課税に限り導入するのであれば、外形標準課税の対象法人（資本金が1億円を超える法人）</p> <p style="margin-top: 1em;">※2 例えば、エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500キロリットル未満などが考えられる。</p> <p style="margin-top: 1em;">※3 エネルギー効率の向上、原油換算エネルギー使用量の減少など 段階的に、自主的な地球温暖化対策のための計画書を作成、公表し、その実績を検証する等の取組を行うことを要件とすることも検討課題</p> <p style="margin-top: 1em;">※4 軽減税率は、原則として、この超過課税による税率の引上げ前の税率とする。</p> </li> </ul>
超過課税による税収の使い途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 超過課税によって得た税収をどのような事業に活用していくかは、政策判断にはなるが、地球温暖化対策など、より環境に配慮した事業にシフトしていくことが、有力な選択肢。</li> </ul>